

日吉津村農業委員会 11月 月例総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日(金)午後1時30分から午後4時35分

2. 場所 日吉津村役場2階 第1・2会議室

3. 出席者 委員 10人

会長	10番	齋下 博三
委員	1番	川原 邦建
	2番	石原 恵一
	3番	山崎 博
	4番	坂本 紀美子
	5番	上野 秀雄
	6番	川口 剛敏
	7番	生村 好実
	8番	三鴨 真樹
	9番	山西 昇

農業委員会事務局職員 事務局長 福井 真一
事務局 影井 宣之

4. 欠席者 なし

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 諸般の報告について（行事報告）
日程第 3 報告第21号 利用権設定に係る合意解約について
日程第 4 議案第37号 非農地証明申請について
日程第 5 報告第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第 6 報告第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第 7 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第 8 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第 9 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第10 議案第43号 日吉津村農用地利用集積計画について
日程第11 議案第44号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
日程第12 その他
① 12月 月例総会の開催について
② 忘年会について
③ 農業委員会ブロック別研修会について
④ 農地利用状況調査結果について
⑤ 農地賃借等係る情報交換について
⑥ その他

6. 会議の概要

局長 それでは令和5年11月日吉津村農業委員会月例総会の開会にあたりまして、出席委員は在任委員10名中10名でございます。日吉津村農業委員会規則第5条の定めに基づく成立基準である過半数に達しておりますので、総会は成立することを宣言

いたします。続きまして会長より開会宣言及び挨拶をお願いいたします。

議長 あいにくの雨模様の天気です。農作業の方は大体終わって農家の皆さんは一段落かなと思っております。年末年始に向かいいますが、11月に入つてもう10日です。また新年を迎えるようになります。農業委員さんにはお世話になりますが、役場で不祥事がありまして、懲戒処分という事で、今朝から携帯に誰だ、なんでという電話がかかってきております。会の終わりに課長から状況報告をしてもらいたいと思います。まあやっぱり全体的にコロナがあった後の仕事に対するみんなの緊張感が役場の中にはないかな、もうちょっとスキルアップし、緊張感をもつて対応してほしいなと思います。苦言ではないですが、12月の村長との懇親会の中でも申し上げたいと思っております。意見交換の場で皆さん方もよろしくお願ひして挨拶の代えたいと思います。

議長 それでは日程に従つて進めたいと思います。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、今月は9番、山西委員さんと1番、川原委員さんにお願いします。

議長 日程第2、諸般の報告、行事報告を事務局から説明をお願いします。

[事務局 行事報告説明]

議長 日程第3、報告第21号、利用権設定に係る合意解約についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

[事務局 利用権設定に係る合意解約について説明]

議長 説明が終わりました。この件について、何か聞いてみたいことがあればお願ひします。

山崎委員 終期が6年3月31日、あと4~5ヶ月だが、この解約には何か意味があるのか。

事務局 来年度に向けて土を作つたりするのには3月までだとちょっと間に合わないので、あらかじめ自分で管理できるようにされたいということで確か貸人の方がおっしゃっておられるという事です。

山崎委員 ここは借人は自己保全で草がぼうぼうだ。

議長 日程第4、議案第37号、非農地証明申請についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

[事務局 非農地証明申請について説明]

議長 説明が終わりました。この件について、何か聞いてみたいことがあればお願ひします。

[発言する者なし]

議長 採決に入ります。議案第37号、非農地証明申請について証明を発行することに賛成される方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

議長 承認されました。ありがとうございました。

議長 日程第5、議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、同じような形で日程第6、議案第39号、日程第7、議案第40号、日程第8、議案第41号、の4件が4区画に分けるということで、それぞれが農地転用を申請されておりままでの一括を議題とします。事務局から一括で説明をお願いします。

[事務局 議案第38号～議案第41号、農地法第5条第1項の規定による許可申請を一括で説明]

議長 説明が終わりました。この件について、何か聞いてみたいことがあればお願ひします。

議長 開発は問題ないが、取水口が問題。先ほど現地を確認した水路について、同意書が添付されていますがこれでは意味をなさない。隣地であるYさんの同意は、擁壁の設置と造成のみで、この水路の話は開発業者から話していないのではないか。対策が十分でないと、後々問題がおきる。農地所有者への影響を考えることが農業委員会のベース。

山崎委員 持ち主が宅地の水路は難しい。水路の排水については、後から苦情になるのではないか？宅地から排水されているのに、影響がないわけがない。隣地に確認とってもらうべきである。大雨になったら溢れて大変なことになる。許可したら、農業委員会は異議がないということになる。

山西委員 進入路の側溝の深さは問題ないか。ふれあい通りの側溝から逆流など心配ないか。

議長 今は議案第38号のことだが、議案第39号について何かありませんか。

石原委員 P43、上下水の色付きは図面の作り方が悪い。わかりやすく作ってほしい。

川口委員 業者に確認してもらいたいのだが、水路内に設ける穴について、浸透することの根拠はあるのか？

事務局 現在のところ詳細な説明はない状況です。

川口委員 側溝に流すなどの対策が必要ではないか。

川原委員 隣地のYさんが、仮に水路が溢れてもよいという同意をした場合はどうか？

川口委員 耕作者の同意は必要か。

議長 法的には隣地の同意は不要であるが、隣地への同意を得ないと後々で問題となる場合が出てくるので取っておくようにと話している。耕作者への対応も必要になると思われるが、耕作者への話は所有者がすることでそこまで農業委員会はしない。その他、この件について、何か聞いてみたいことがあればお願ひします。

[発言する者なし]

議長 それでは、今回この4つの案件について、協議を踏まえて取水の後始末が出来るまで保留にしたいと思いますがよろしいでしょうか。保留に賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

議長 では今回は保留といたします。

議長 日程第9、議案第42号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

[事務局・申請者 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明]
※説明に対して申請者本人に質疑があり、終了後に申請者本人は退席

議長 説明が終わりましたけど、皆さんご承知のように営農型太陽光発電は日吉津村では過去に事例がありまして、今は県預かりになってます。この件はなかなか結論が出ない。そういうこともあって、特に慎重に判断しなければならない。アスパラ栽培の経験が全くないが、許可は県なので、事務局に県との事前協議をきちんとしてほしいという事を言っており協議をしてもらっていますので、事務局から先日の県との協議の話をしてもらいたいと思います。

[事務局 県との事前協議結果を読み上げる]

議長 佐藤さんという方の実績が付いているが、10年の実績があった上で太陽光を導入している。県のほうのコメントでも、計画や先行事例のバックデータのみで、申請者に栽培経験がないことはいささか問題があると思っているようである。ここ1～2年、アスパラガスの栽培を実際にやってみて、データを見た上で判断した方がいいと思う。アスパラガスの作付けが出来高8割まで認められるが、そこをどう判断するかということになる。

前回の例では3年に1回チェックしたが、西部研修の視察の際には、芝桜を植

えていたが荒廃地だという指摘を受けた。これで営農型太陽光発電かと言われた。指導したがあの状態だった。米子などでは営農型ではなく転用で太陽光を設置するようにしているようである。県下でも問題がある場合が出ているという話がある。そこを踏まえて判断が必要。

川口委員 前例の太陽光発電は今どうなったか。

議長 県預かりになっていて、県の判断待ちです。今はきれいにして管理している。作付けはしていない。

山崎委員 申請者には頑張ってやってもらわなければならぬが、心配するのは、P53に単収見込みに429kgという数字が載っている。これは検討する上で基礎数値になる。もうちょっと考えたほうがいいのでは、下げた方がいいのではないか。実績報告のときにこれを確認するのではないか。

事務局 年に1回の報告の際に確認することになります。

山崎委員 これはベテラン農家の数値ではないか。

議長 慎重に考える必要がある。結果が出なかった場合、10年のスパンの中で、太陽光は動いている。その中で、なんだかんだ言っても万一の場合対応ができない。県が言うように2~3年のバックデータを集めてもらってから審議が必要と思う。会津若松の先行事例のところとは土質が違うと思う。菌床入れて土地改良するとなつているが、実際にこちらでやったデータがないと判断しにくい。

議長 県もデータがほしいと言っている。前例の分は県預かりになっているが、まだ結論がでない。病気のことも書いてあるが、どう思う？

山崎委員 順調にいって、着工はいつか。

事務局 12月に着工して、1月中に完成して2月より稼働させたいとなっています。

議長 ここに病気のことも出ているがどうか。

山崎委員 おそらく茎がれで全滅するのではないかと思う。

議長 そうなってから（太陽光パネルの）撤去となると、今度は撤去が難しい。ところが、環境省は補助金を返してくれというだけ。

山崎委員 茎がれで株が絶えたとして、また種まきして育てるには土壤消毒までしないと次が育たないのではないか。イチジクなどはそうらしい。その辺について、茎がれで絶えたときにどうするかも念頭にないといけない。

議長 そういうことを踏まえて、試験栽培してバックデータを取ってもらうべきだと思う。

川口委員 アスパラガスにこだわって作りたいのか？

山崎委員 この申請をアスパラで出しているので、いかに続けられるかを考えないといけない。

議長 アスパラガスがダメだったからブロッコリーにする、などはない。

山崎委員 光飽和点の記載があるが、天候によっては山陰では十分に達さないことも考えられる。梅雨時は曇天が続いて雨がふれば、光飽和点云々という段階までならない。そのあたりを踏まえて総合的に見ないといけない。

川口委員 県が言っている実績が必要というのは？

議長 これまで本人に栽培の実績がないから。

山崎委員 まず3分の1をやって、3年間で増やしていくなどならいいが、一遍にまとめてというのはえらいと思う。特にアスパラガスはえらい、収穫も大変だ。

議長 太陽光は設置すれば発電できるが、アスパラガスは難しい、そういったことを踏まえて意見を付して県に提出して、県の判断を仰ごうかと考えている。これは判断が難しい。認定農業者であれば10年のスパンで許可になる。10年後には自分たちはいない、すべて慎重に考えて、そういったことも踏まえて意見をつけて県の判断を仰ぐようにすべきと考えているが、どうか。

山西委員 いいんじゃないでしょうか。

川原委員 営農型太陽光発電は前回の件があって、一度許可すると農業委員も引きずらないといけない。許可して終わりではない。申請文書は作文ができるが、実際にやるのはまた違う。

議長 今日出た意見をまとめて、日吉津村農業委員会の意見として提出したいと考えるが、どうでしょうか。この方向で進めるということで意思統一して、意見を付けて県に書類を提出するのに賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

議長 それではそのようにします。ありがとうございました。

議長 日程第10、議案第43号、日吉津村農用地利用集積計画についてと、日程第11、議案第44号を議題とします。事務局から説明をお願いします。

[事務局　日吉津村農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画(案)について説明]

議長 説明が終わりました。これについて何か聞いてみたいことがあればお願いします。

[発言する者なし]

議長 議案第 43 号、議案第 44 号を併せて採決いたします。賛成の方、挙手をお願いします。

[挙手全員]

議長 承認されました。ありがとうございます。

議長 次に日程第 12、その他①12月月例総会は 12 月 11 日(月)が事務局案ですがよろしいでしょうか。

[いいという声あり]

議長 それでは、12 月 11 日(月)といたします。よろしくお願ひいたします。

議長 その他②忘年会について、総会後に忘年会を行います。幹事さんから説明をお願いします。

[幹事 忘年会の説明]

議長 その他③農業委員会ブロック別研修会について、都合のつく方は出席ください。

議長 その他④農地利用状況調査結果について、事務局より説明をお願いします。

[事務局 農地利用状況調査結果について説明]

山崎委員 利用の意向についてですが、農地中間管理事業を利用しますという人がほとんどだが、機構はそれに応えてくれない。チェックする項目がもっと他にないのか。

事務局 検討します。

議長 その他⑤農地貸借等に係る情報交換について、事務局より説明をお願いします。

[事務局 農地貸借等に係る情報交換について説明]

議長 その他⑥その他で何かありませんか。

川口委員 先日、新川で魚が死んだということがあって、その水で畑を作っているひとがあるので、防災無線を流してほしい。それと夜中に野焼きをする人がいる。対応策を考えてほしい。

川口委員 借人が耕作しなくて、草がぼうぼうになっているとして貸人が困っている事例がある。耕作放棄地が増える一方だ。担い手育成が進んでいない。対策をお願いしたい。役場と推進員との連携が大切。

川口委員 小麦の圃場も大変だ。

山崎委員 地域計画はいつからするのか。農業の話をする場がない。

議長 ここは農業委員会だ。農政とは別です。主体的の地域計画をつくるのは農政です。

議長 他に無いようですので、今月の総会はこれで終了いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 午後 4 時 35 分

会長（議長）

翁仁衡 印

議事録署名人

川原邦建 印

議事録署名人

山西昇 印